

■ 研究論文

会計情報の有用性とコーポレート・ガバナンス

The usefulness of the accounting information and the Corporate Governance

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士後期課程

半 澤 繁

HANZAWA, Shigeru

■ キーワード

意思決定有用性、会計情報、コーポレート・ガバナンス、資産負債アプローチ、M & A

1 はじめに

現代の企業は大部分が株式会社の形態を採用することにより、証券市場から大量の資金調達を行い、その規模を極度に拡大させ、活動範囲も広範にわたり地球規模（グローバル）に至っている。このような株式会社組織による企業形態の変遷に伴い、その株式投資の形態も変容しており、投資家の経済的意思決定に有用とされる会計情報に質的変容が生じている。

本稿においては、まず、会計情報の機能を分析したうえで、現代の株式会社組織の企業形態の変容に伴う株式投資形態の歴史の変遷を検討する。そこから、企業の経済的実態を写像する投資家の経済的意思決定に有用な会計情報の根底にある原理や原則を解明し、その果たすべき役割について考察を加えることを目的とする。

本稿での論述に当たっては、以下の点を所与のものとしていることを断っておきたい。

1) 株式会社は営利を目的とする社団法人である。

株式会社制度成立のための基本的命題である。すなわち、株式会社は会社の活動によって利益を獲得し、これを投資家たる株主に分配することを本質とする社会的（法的）に独立した組織である。また、株式会社は利益を獲得することにより自らの企業価値を向上させ発展していくことになる。

2) 株式は細分化された社員たる地位の割合的単位である。

株式会社の株主は、その所有する株式の数に応じて（株主平等の原則という）、株式会社の構成員として、経営に参画する権利を有する。このような株主の経営参画権は制約されることもある。社債権者のような利子や返済額が確定している会社外部の債権者と異なり、配当の額や投下資本の回収については保証されていない。

投下資本は会社の資本を構成し、会社の業績運営によるリスクを直接負担する会社の内部者としての地位を有することになる。従って、株主は、出資額に応じた資本多数決原理による株式会社の経営決定権を掌握することになり、取締役を始め

とする経営者に会社経営を委任する。株主と経営者の委任・受託関係が成立し、所有と経営の分離が実現する。コーポレート・ガバナンス（企業統治）の成立基盤がここに認められる。

3) 株主は、その有する株式を譲渡することができる。

株主は、その有する株式を自由に譲渡することができる。（株式譲渡自由の原則という）会社の定款に規定することにより、譲渡に制限を加えることは可能であるが、本稿においては、上場会社を考察の対象としており、株式の譲渡制限を設けて閉鎖的な運営を行う会社（非公開会社という）は考察の対象外とする。従って、株主はその所有する株式を市場において自由に売買することにより、投下資本の回収が可能となりさらには株式の売買差益（キャピタル・ゲイン）によって利益の獲得が可能となる。

4) 株主の会社に対する責任は、その出資額を限度とする。

株主は、会社に対して出資額以上の責任を負わず、（株主有限責任の原則という）利益配当を始めとする会社経営の決定権を掌握しているため、会社の財産を利益とし不当に流出しないよう資本金等の額を定め、債権者との利害調整を図っている。

以上の前提から、以下の点が会計制度に要請されることになる。

1) 企業利益の確定

会計上、企業の獲得した利益は直接計上されるわけではなく、資産、負債、収益及び費用が認識・測定された結果、資産及び負債の増減であるストックとしての利益（包括利益）若しくは収益及び費用の差額であるフローとしての利益（純利益）として計上されることになる。

また、資産及び負債の差額としての純資産並びに株主に帰属する部分としての株主資本を定義することにより、包括利益と純資産並びに純利益と株主資本の間にクリーン・サープラス関係が成立する。財務諸表上、投資家からの投資以外には利益の増加によらなければ純資産または株主資本は

増加せず、企業活動による利益の獲得と企業価値の関連性が会計上浮かび上がることになる。さらに、株主資本において、資本と利益の概念を明確に区分することにより、株主の企業に対する投資としての資本と、企業の獲得した配当可能利益が財務諸表上明確に表示されることになる。

2) 受託責任の遂行

株主と経営者は、会社の運営につき委任・受託関係に立つことから、受託者たる経営者は、業務執行の状況を委任者たる株主に説明する責任を有することになる。そのための有効な手段として企業の実態を適確に写像する会計情報が用いられることになる。このことにより、業務執行に実際に携わらない株主が、経営者との間に生ずる情報の非対称性を解消し、適正なコーポレート・ガバナンス（企業統治）を行うことが可能となる

3) 会計情報の開示

株式は自由に譲渡することが可能なので、会計情報の開示対象としては、現在株式を保有するものだけでなく、将来株式を保有しようとする潜在的投資家も情報開示の対象者となる。また、適確に企業の会計情報を提供することにより投資家と経営者の情報の非対称性が緩和され、適正な企業価値の推定が可能となる。

さらに、会計情報の情報提供機能が発揮されることにより、証券市場における有価証券の流通が円滑に行われ、証券の公正な価格形成を促進し、投資家保護が図られ、金融商品取引法の趣旨が貫徹されることになる。

4) 利害調整の機能

企業への資金調達として行われる投資形態により、株主と債権者に区別され、それぞれ調達された資金は、会計上資本と負債に峻別されることになる。ここで債権者から企業が調達した資金は、企業が返済義務を負うのに対し、株式として投資された資金は、企業は返済義務を負わず投資のリスクは株主が負担することになる。債権者の債権回収を保証するため、会社法においては会社財産の確保を目的として配当可能限度額を定めてある。一方、会計情報においても利害調整の観点から株

主による投下資本としての資本（資本取引）と企業活動の成果としての利益（損益取引）を明確に区別して財務諸表に表示している。

投資家が株式投資からその成果として利益を獲得する手段としては、第一に、株式を長期的に保有することにより配当利益を獲得する方法と、第二に株式を短期的に売買することによるキャピタルゲインを獲得する方法の2つの手段が主要なものとして考えられる。

これら投資家の株式投資の手段と会計情報に本質的に要求される機能に鑑み、本稿では次のように論述を展開する。

まず、企業経営のあり方を決定するコーポレート・ガバナンス（企業統治）に影響を及ぼす会計情報の意思決定有用性について考察する。第2に、米国及び日本におけるコーポレート・ガバナンス（企業統治）とそれをサポートする会計情報の歴史の変遷を検討する。そして、最後において会計情報の本質的機能について明らかにし、本稿の結論を導く。

2 会計情報の意思決定有用性

(1) 会計ディスクロージャーによるコーポレート・ガバナンス

① コーポレート・ガバナンスの意義

コーポレート・ガバナンス（Corporate Governance）は企業統治と訳され、「会社の内部において、いかなる機関や勢力が企業を支配する力を有しているかの問題¹⁾」として議論されている。一方、会社は外部から何らかの影響が及ぼされ、支配力の行使がなされていると同時に、多数のステイク・ホルダーたる利害関係者に多大の影響を及ぼすことになる。

このように、現代企業は、その活動と組織が多様化しており、その統治形態も複雑なものとなっている。ここでは、証券市場を通じて行われる企業統治（コーポレート・ガバナンス）の実態をもとに、会計ディスクロージャーについて検討を加えることにする。

② コーポレート・ガバナンスの変遷

コーポレート・ガバナンスは、企業の大規模化により「所有と経営の分離」が行われ、専門的経営者が出現したことをその発生の契機としている。すなわち、企業に資本を出資した株主は企業の所有者としての地位を有するものの、株式の分散化により多数にわたることになり企業を経営する能力を有していないことから、その経営の専門的能力を有する取締役が企業の経営を委ねたのである。ここに、経営者が企業の経営権を掌握することになり、その受託責任を適切にするために企業統治の必要が生じるようになった。

さらに、証券市場の発達により、企業の資金調達が銀行からの借り入れ（メインバンク制）に依存する「間接金融」から、株式を発行して自己資本を財産の拠り所とする「直接金融」に移行したため、機関投資家を始めとする大規模な株主による企業経営への発言権が増大し、ときには経営者たる取締役の解任すら行うようになった。いわゆる株主活動によるコーポレート・ガバナンスが生じるようになった。

さらに、企業価値の最大化という目的のもとM&Aが行われることとなり、証券市場によるコーポレート・ガバナンスが行われるようになった。M&Aにより、企業価値の向上に向けた既存事業の再構築（リストラクチャリング）による事業の効率化及び専門化が進展した。一方、経営者は短期的な利益を追求するあまり、かえって企業の競争力を低下させるという事態も発現するようになった。

③ 会計ディスクロージャーの果たす役割

このようにして、大規模化した企業においては、経営の専門的能力を有する取締役たる経営者が株主等の投資家から受託された会社財産の価値を最大化させ、その付加価値を適切に利害関係者に分配することによって社会に貢献していくことが求められるようになった。専門経営者の受託責任が適切に遂行されるためには、経営に関する情報が利害関係者に適切に開示され（情報提供機能）、利害調整が適確になされる（利害調整機能）必要

がある。

すなわち、経営者の受託責任の遂行に関する株主等の利害関係者に対する説明責任（アカウントビリティ）が適正に遂行され、利害関係者によるモニタリングが機能することにより、証券市場によるコーポレート・ガバナンスが有効に形成されることになる。この経営者の説明責任と利害関係者によるモニタリング機能を媒介するものとして重要な役割を果たすものが、会計情報による会計ディスクロージャーである。

(2) 会計ディスクロージャーの意義

① 財務報告の目的

会計ディスクロージャーは、企業成果の予測及び企業価値評価に役立つものとして、投資家の投資意思決定に有用な情報を提供する役割を果たすことになる。「財務報告はさまざまな役割を果たしているが、ここでは、その目的が、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役に立つような、企業の財務状況の開示にあると考える。自己の責任で将来を予測し投資の判断をする人々のために、企業の投資のポジション（ストック）とその成果（フロー）が開示されるとみるのである」²⁾。

1) 情報の非対称性と有価証券の市場流通性

企業の情報について、投資家と経営者の間には大きな格差があり、経営者は業務執行を通じて企業の内部に精通しており優位な立場に立つ。一方、投資家は、企業に対する投資から得られる利潤についての情報すなわち投資意思決定に有用な情報の開示を必要とする。この投資家の要請に応じた情報開示を経営者が行うことで、経営者と投資家の企業情報に関する情報の非対称性が緩和され、投資家は自己の責任のもとで将来キャッシュフローによる投資成果の予測や、企業価値の算定による投資意思決定を行うことが可能となる。

この結果、証券市場における有価証券の円滑な流通が促進され、市場における公正な価格形成機能や資金配分機能が促進され、後述するような、なコーポレート・ガバナンス（企業統治）が作用することになる。

2) 投資家への開示財務情報

投資家は、投資から得られる利益を期待して企業に投資することにより、企業経営のリスクを負担することになる。投資から得られる利益としては、企業が獲得したキャッシュフローから得られる配当利益と企業価値の向上が株式の市場価格に反映され、株式の取得時より株価が上昇したことによるキャピタルゲインの獲得がある。いずれの利益も不確実なものであり、企業経営のリスクを負担した株主が自らの責任で予測するものであり、経営者は自己の予測を会計情報に計上することは求められていない（例えば、自己創設のれん）。

しかし、会計情報は、投資家の将来キャッシュフローの予測や企業価値の評価に役立つものでなければならず、そのために、経営者は一般に公正妥当と認められる会計基準に従って財務諸表を作成する義務を負うことになる。また、監査人が当該財務諸表の会計基準準拠性について監査を行うことにより、会計情報の信頼性が確保され、会計情報の情報価値が保証されることになる。

「会計情報が予測価値をもっていることと、会計情報はそれ自体が予測であるということとは別である。」³⁾ や「会計情報は企業価値の推定に資することが期待されているが、企業価値それ自体を表現するものではない。」⁴⁾ とあるように、投資の成果としての将来キャッシュフローの予測や企業価値の算定は、経営者が開示した適正な会計情報をもとに投資家が行い、投資意思決定がなされる。さらに、投資家の合理的な意思決定の結果が、株式の市場価格に反映されることになる。

3) 将来キャッシュフローの予測と企業価値の算定

前述のとおり、将来キャッシュフローの予測や企業価値の算定は、投資家が自らの責任において行うものである。企業価値については、様々なとらえ方があり、結局のところ投資家の選択に委ねられている。そこで、本稿においては、企業価値の測定法について以下の3つに分類することにする。

i 株式の市場価格総額としての企業価値の測定法

ii 企業の将来キャッシュフローの予測から推定される企業価値の測定法

iii 資産及び負債の差額である純資産額から推定される企業価値の測定法

i については、判断や見積り要素が介入する余地はなく一義的に市場価格として算定できる。ただし、株式の市場価格は純粋に企業価値のみを反映して決まるわけではなく、社会情勢や投資家の心理状態さらには売買量（出来高等）など様々な要因（ノイズ）を織り込んで刻々と形成されていく。これに対し、ii 及び iii の企業価値は、会計情報が基礎となり算定されることになるので、会計的評価により形成される価額であるといえる。

ii 及び iii の企業価値が意思決定に有用な会計情報に基づいて算定されているとするならば、当該価額を基礎として i の価格と比較し、その乖離度合いから株式の市場価格が割高（もしくは割安）であるのか判断を行い、それに基づいて投資意思決定を行うことが可能になる。ただし、この場合、市場価格を決定する最も重要な要因が、意思決定に有用な会計情報から算定される企業価値であることを前提とする。

② 会計情報の意思決定有用性

「会計情報に求められるもっとも重要な特性は、その目的にとっての有用性である。この概念フレームワークでは、この特性を意思決定有用性と称している。これは、すべての会計情報とそれを生み出すすべての会計基準に要求される規範として機能する。」⁵⁾ とあるように、会計情報は唯一絶対の真実ではなく、投資家の意思決定にとって有用なものであるとの定義がなされている。

1) 意思決定との関連性

会計情報に求められる意思決定との関連性とは、「会計情報が将来の投資の成果についての予測に関連する内容を含んでおり、企業価値の推定を通じた投資家による意思決定に積極的な影響を与えて貢献すること」⁶⁾ を指すとされる。

すでに述べたとおり、株式投資による利益の獲得方法すなわち将来の投資の成果としては、配当利益とキャピタルゲインの獲得がある。意思決定

との関連性において投資家にとっての情報価値の存在と情報ニーズの充足は、投資家の利益獲得方法と密接に関連していると考えられる。従って、株式の配当利益を重視する投資家にとって、情報価値の存在と情報ニーズの充足は、企業成果の予測として企業が獲得した配当可能利益の算定に重点が置かれることになる。これに伴い、企業価値の推定においても企業が獲得する将来キャッシュフローの予測から推定される企業価値の推定が重視されることになる。

一方、株式のキャピタルゲインを重視する投資家にとって、情報価値の存在と情報ニーズの充足は、公正な評価額（公正価値）たる時価情報による資産及び負債から求められる純資産額に重点が置かれることになる。これに伴い、資産及び負債の差額である純資産から推定される企業価値の推定が重視されることになる。

2) 会計情報の信頼性

会計情報の信頼性とは、「中立性・検証可能性・表現の忠実性などに支えられ、会計情報が信頼に足る情報であること」⁷⁾ を指すとされる。

経営者には、受託責任の説明の手段として会計情報により企業の業績を開示し、株主との情報の非対称性を解消することが求められている。このため、「事実と分類項目との明確な対応関係」⁸⁾ として表現の忠実性が求められている。すなわち、会計情報には、法形式などにとらわれることなく取引の内容等企業の経済的実態を適確に会計情報に反映させることがもとめられることになる。

また、利害調整の観点から「一部の関係者の利害だけを偏重することのない財務報告」⁹⁾ として中立性が要請されることになる。これら2つの要請をみたすため、「測定者の主観には左右されない事実に基づく財務報告」¹⁰⁾ として、会計情報の客観性及び確実性を保証するため検証可能性が要求されることになる。

3) 意思決定の関連性と信頼性

投資家が求めるのは、会計情報から得られる企業の将来の業績予測である。一方、経営者に求められるものは、受託責任の説明の手段として会計

情報による企業の過去の正確な業績（実績）開示である。従って、会計情報は、投資家の情報利用目的に適合した予測価値を持つと同時に、企業の過去の実績を正確に開示することが求められている。この点で、意思決定との関連性と信頼性は、トレードオフの関係に立つことになる。

③ 発生主義会計に基づく会計情報

検証可能性の観点からは、収益及び費用の認識を現金の収入及び支出時に認識する現金主義が適するが、信用取引が高度に発達した現代の企業において現金主義を採用することは、その経済的実態を忠実に表現することにはならない。こうして、発生主義会計が採用されることになった。

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board 以下、単にIASBという）は、発生主義会計について次のように規定している。すなわち、「発生主義会計は、取引その他の事象及び状況が報告企業の経済的資源及び請求権に与える影響を、たとえそれによる現金の受取及び支払が異なる期間に発生するとしても、それらの影響が発生する期間に描写する。これが重要である理由は、報告企業の経済的資源及び請求権並びにその経済的資源及び請求権の変動に関する情報の方が、当該期間の現金収入及び現金の支払いのみに関する情報よりも、企業の過去及び将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供するからである。」¹¹⁾

これは、発生主義会計のもとで、経済的資源及び請求権の変動に関する情報として時価評価を採用するものである。この場合、資産および負債を公正価値で評価することが可能となり、資産および負債の差額である純資産の増減を包括利益として表示することになる。（資産負債アプローチ）これにより、適時性¹²⁾に優れた企業価値（企業が正味キャッシュ・インフローを生み出す能力）の算定が可能となる。

これに対して、米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Boards 以下、単にFASBという）は、次のように規定する。すなわち、「発生主義会計は、ある実体によって現金

が受領されたり支払われる期間においてのみではなくむしろ、取引その他の事象および環境要因が発生した期間において当該実体に対して現金的結末を有する取引その他の事象および環境要因の当該実体に対する財務的影響を記録しようとするものである。」¹³⁾ また、「実現とは、最も厳密には、非現金的資源および権利を貨幣に転換するプロセスを意味し、また、会計および財務報告においては、資産を販売して、現金または現金請求権を得ることを意味するものとして最も厳密に用いられる。」¹⁴⁾ として発生主義会計を前提に実現主義を採用している。

日本の企業会計基準委員会「討議資料 概念フレームワーク」では、実現とは「リスクからの解放」としている。

これらは、検証可能性を高めるため、収益の認識について、純粋な発生主義会計によらず、企業の獲得するキャッシュフローが確定した段階で認識することになる。これに対応して、資産（事業投資資産）は、過去のキャッシュ・アウトフローとしての取得原価で評価し、各期に費用配分することになる。さらに、実現した（リスクから解放された）収益から、それに対応する費用を差し引くことにより当期純利益を求めることになる（収益費用アプローチという）。この当期純利益は、未実現利益が排除された企業が獲得したキャッシュフローとして、客観性と確実性を有し検証可能性に優れた配当可能利益として表示されることになる。このような過去の情報に基づいた信頼性を有する会計情報により、企業の獲得する将来キャッシュフローの予測が可能となる。その結果、将来キャッシュフローに基づいた企業価値の算定が可能になる。

以上のIASB又はFASB若しくは企業会計基準委員会における発生主義会計は、適時性と検証可能性すなわち目的適合性（意思決定との関連性）と信頼性のトレードオフとして資産負債アプローチ及び収益費用アプローチを捉えることが可能である。

④ 会計情報の質的変容

企業会計原則における一般原則¹⁴⁾は、経営者が財務諸表を作成する場合の規範として要請されるものを提示し、財務諸表作成の指針として機能してきた。一方、概念フレームワークにおける質的特性は、投資家が財務諸表を利用する場合に重視する要素を提示する投資家志向型の財務諸表の作成を財務報告の目的とする。この作成者志向の会計情報から利用者志向の会計情報への変容の背景には、企業のあり方を決定する企業統治（コーポレートガバナンス）の主体の重点が、経営者から投資家に移行し始めたことがあると考える。次章においては、このことを念頭に、コーポレートガバナンス（企業統治）の変遷とそれに対する会計情報の変容について検討を加える。

3 コーポレート・ガバナンスに対する会計情報の特質（歴史の変遷）

(1) アメリカのコーポレート・ガバナンスに対する会計情報の特質

① 所有と経営の一致

1930年代以前のアメリカにおいて、鉄道建設など多くの人々に出資を求める公益的事業で始まった株式会社制度は、大量生産体制のもと製造業においても採用されることになった。このような成長の波にのって、追加資金を株式市場から調達することにより、非公開会社が公開会社となった。しかし、「その段階ではまだ大多数の株式が、創業者やその関係につながる大株主に所有されている場合、公開株式会社でありながら、それは所有者＝経営者（owner＝manager）によって支配されている。」¹⁶⁾ すなわち、この段階では、株主自身が自己の財産を用いて経営を行うことになり、その結果得られる利益（リターン）も当該株主に還元され、リスクも株主たる経営者が負うものであった。

この時代の会計情報の特質として、会社に融資した銀行を始めとする短期的な会社債権者との信頼関係を維持するため、支払能力の表示として会社の財産状態を公開する財産法的貸借対照表が、

財務諸表の主要な構成要素となる財産法的な思考における会計システムが取り入れられていた。

財産法のもとでは、実地棚卸によって財産目録を作成しこれにより貸借対照表を作成する財産目録法（inventory method）が用いられた。財産目録法のもとでは、「会計帳簿は、現金出納帳のような簡単なものでよい。貸借対照表は、決算期末における実地棚卸によって作成された財産目録に基づいて作成され、帳簿記録はたんにこれを修正するための用具として用いられるにすぎない。」¹⁷⁾ 財産法的貸借対照表は、決算日現在の資産、負債の在高を計算する機能（財産計算）とこのようにして算定された資産、負債の差額としての純資産を期首時点のものと期末時点のものを比較することにより期間純利益を算定する機能（純財産増加法）を有する。「第一に貸借対照表のもつ企業の財産状態表示の機能を重視し、これに付随して、純財産の増減部分としての期間純利益計算機能を認める。」¹⁸⁾ ものとして財務諸表の主たる役割を果たしていた。

これに対して、「損益計算書は、貸借対照表によって算定された期間純利益、すなわち期中における資本増殖部分の発生要因である収益および費用の詳細を明示するものにすぎない。」¹⁹⁾ ものとして、付随的な役割を果たすものにすぎなかった。

② 所有と経営の分離

1930年代のアメリカにおける株式会社の実態として、「所有と経営の分離」がバーリーとミーンズの『近代株式会社と私的財産』によって明確に指摘されることになった。「その指摘は、当時のアメリカで、生産活動に用いられている資産が大企業に集中しており、その大企業の所有者である株主は、数が増加するにつれて発言権が分散し、ほとんどが無力になり、専門経営者が企業を支配するに至ったというものである。」²⁰⁾ 株式会社が順調に成長し大規模化することにより、資本市場からの資金調達を大量に行う過程で、株式が大量に発行されることになり株式所有が分散化されることになった。

分散化した株式の所有者は所有する株式から得

られる配当にのみ関心を持ち、会社の経営には関心を持たず、その経営を専門家たる取締役に委ねたのである。コーポレート・ガバナンスの概念は、最近になって生じたものではない。「それは企業が大規模化して、所有と経営が分離し、専門的経営者が出現したことを契機としている。」²¹⁾ すなわち、会社に資本を出資した株主は、会社の所有者としての地位を有するものの、株式所有の分散化により多数にわたることとなり、直接経営を行うことは不可能となった。

そこで、株主は株主総会たる合議体を形成し、そこにおいて出資額に応じた資本多数決原理により経営の重要事項についての意思決定のみを行い、経営の執行は専門的経営者たる取締役に委ねることになった。このため、専門経営者たる取締役は会社の実質上の支配権を獲得し、経営に関心を持たない株主による資本多数決原理を乱用して会社経営を行う恐れが生じることになった。

会社の経営責任者である取締役がその責任を全うすることを確保するための仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの構築が要請されることになる。この段階における株主は、未だ大規模化しておらず細分化しており、会社経営に対する影響力も弱く、株式投資から得られる利益に関心があった。

この段階に至って、企業規模の増大や信用経済の発達に伴い、企業は永久に存続してゆくという継続企業 (going concern) の仮定のもと発生主義会計が成立するにいたった。すなわち、企業の大規模化に伴い企業の所有する固定資産が増大及び信用経済の発達により社債等の長期固定負債の増大により、資金提供者である株主や長期債権者の相対的地位が高まることになった。企業の利害関係者の関心は、企業の債務支払能力から企業が永続して活動を続けることを前提に、各会計期間の利益に移行することになった。こうして、期間損益計算の重要性が高まり、財産法的な思考における会計システムは次第にその存在意義を失うにいたった。ここに、損益計算書の重要性が増し、それを財務諸表の主たる構成要素とし貸借対照表

はそれに従属するとする損益法的思考による会計システムが会計情報の特質をなすこととなる。

損益法のもとでは、誘導法 (derivative method) によって財務諸表が作成されることになる。そこでは、「損益計算書および貸借対照表はともに会計帳簿記録に基づいて作成され、決算期末における実地棚卸の結果は、期中における帳簿記録を修正するための手段として用いられるにすぎない。」²²⁾ ことになる。当期純利益は、損益計算書において期間収益と期間費用を対応させる適正な期間損益計算として計算されることになる。貸借対照表は損益計算書に従属するものとして、「次期以降の期に配分される費用、収益、すなわち、将来の費用、収益を一時的に掲載する財務諸表としての性格をもち、ある期の損益計算書と次期の損益計算書を結びつける連結環としての役割を果たすもの」²³⁾ となった。

一方、発生主義会計の考え方によると、損益計算書上の収益は、一会計期間において「企業が経営活動の結果として獲得した経済価値、すなわち経営成果のこと」²⁴⁾ と定義され、同様に、費用は「一会計期間において収益の獲得のために費消され、犠牲となった財貨、用益の経済的価値であり、計算的にみるならば、一会計期間の純利益のために収益から差し引かれる減価の費消分である。」²⁵⁾ と定義される。収益は実現主義の原則によって認識され、対応する費用を差し引くことによって当期純利益が算定されることになる (費用収益対応の原則という)。

さらに資産の貸借対照表価額は取得原価、すなわち「資産の取得時に付された金額であり、原則として、その獲得に際して犠牲となった経済的価値によって決定されるもの」²⁶⁾ を基礎にして費用配分の原則により計上されることになる。費用配分の原則とは、「資産の価額たる取得原価を決算期末に、資産の実態を正しく認識し、これをもとにして当期の費用となる部分と次期以降の費用になる部分とに区別することをいう。」²⁷⁾ 資産の貸借対照表価額が取得原価を基礎に費用配分の原則に基づいて算定される結果、資産の利用による潜

在的能力の減少が費用収益対応の原則により、収益獲得のための犠牲になったものとして費用計上されることになる。また、資産の保有利得たる評価益は、収益の認識に適用される実現主義の原則に基づき未実現の利益として計上されないことになる。この結果、費用及び収益の測定に客観性と確実性が付与され検証可能なものとなり、会計情報の信頼性が保証されることになる。

このように、損益計算書上の費用及び収益における発生主義、実現主義及び費用収益対応の原則並びに貸借対照表上の資産における取得原価主義及び費用配分の原則とは相互に結合し、「企業の経営成績の測定と財政状態の測定とを有機的に結びつける形で基礎づけている」²⁸⁾ ことになる。このような計算体系のもとでは、一会計期間における費用及び収益は企業の経済的価値の増減が貨幣的資産の出入により実現したときに認識されることになり、未実現利益が排除され客観性と確実性を備えたものとなる。従って、このような期間収益と期間費用の差額である当期純利益は、投下した資本から獲得された収益とそのために費やされた費用の差額であり、投下資本の回収余剰として出資者たる株主に配当可能な処分可能性を有する利益となる。

以上のようにして行われる利益計算システムは収益費用アプローチと呼ばれ、債権者に対し引当となる財産（投資）を確保しつつ、株主に対する配当可能利益（投資の成果）を算定する利害調整機能を有することになる。

③ 年金基金革命

1980年代に入ると、著名な経営学者、ピーター・ドラッカーの著書『見えざる革命』において予言された年金基金（pension fund）による株式の大規模所有が、アメリカの証券市場において現実のものとなった。「年金基金は、1950年にGM社が労働者の給与の一部を積み立てて株式市場で運用し、それを老後の年金の原資とするという制度を定めたときに始められたが、これが他の企業や地方政府の公務員、教師などに急速に広がっていった。」「この現象は、労働者がアメリカの企業を

所有するということなので、これは定義上「社会主義革命」と同じものになる。」²⁹⁾ このような社会では、企業の獲得した利益は、年金基金に配当され、労働者の老後の生活を支える年金の元になる。こうして、企業の営利活動が社会福祉の増進に結びつくことが期待された。

しかし、「年金基金社会主義のもとでは、企業が利益獲得を急がされるあまり、企業活動としての長期的視点を失って、短期的利益に走りがちになるという弊害が論じられるようになってきた。」³⁰⁾ 年金基金のファンド・マネージャーは、四半期の資産の運用益を求めて短期売買を繰り返すインベシヤント・マネーとなり、次に述べる企業買収（M&A）の原因ともなった。このような動きは、企業の経営者に長期的な視点に立った戦略を失わせ、短期的な利益追求に向かわせ、企業の競争力の低下を招来することになった。

1990年代に入ると、年金基金が企業の株式の半分以上を所有することになり、機関投資家として、企業の大規模株主となった。彼らは、投資先企業の経営成績に不満をもったときに、保有株式を売却処分することは、証券市場に大きな影響を及ぼすことから不可能となった。そこで、投資先企業の業績を向上させることによって投資利益率を維持せざるをえない。年金基金が企業の主要な株主となることによって、株主の性格が変化してきたのである。ここに、経営者に株主の利益に合致した行動を取らせるための理論として「エージェンシー理論」が登場し、いわゆる株主活動によるコーポレート・ガバナンスが生じることになったのである。

この段階における機関投資家のガバナンス活動には2つの方法がある。「その一は、株主の立場に立ち、主として株主総会を利用して、投資先に働きかけることにより、株主としての配当利益を追求することである。その二は、機関投資家が派遣する社外取締役を動かして、または他の社外取締役の協力を得て、取締役会を通じて、会社の役員に働きかけるものである。」³¹⁾ 利益配当の請求と経営参画権の行使である。

このような活動を可能とする要因は、一つに、企業の開示する会計情報が経営者の経営活動を適正に開示し、投資者をはじめとするステイク・ホルダーの投資意思決定に有用な情報として利用されていることである。二つには、アメリカの株式会社の場合、株主によって選任された取締役会が役員による業務執行を監督する重要な役割を果たしていることがある。

この段階において、現在の株主をはじめとする利害関係者だけではなく、将来の株主たる潜在的な投資家に対する情報提供の必要性が高まった。そのため企業の将来キャッシュフローの獲得能力たる企業価値を算定するため、企業の業績指標を開示することが財務諸表に求められることになった。

このため、資産及び負債を公正価値で評価する動きが加速することになった。資産を時価評価する動きもこの公正価値評価に含まれる。しかし、すべての資産を時価で評価することは妥当ではない。時価で資産を評価すれば現在の価値を表示することになるが、すべての資産について公正な市場が存在するとはかぎらず、その価額の信頼性が保証されていないからである。資産の属性に応じてその測定方法を決定すべきである。現在のところ公正価値の定義や測定方法が統一化しているわけではない。FASBは「公正価値は、市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産（または負債）の購入（または負担）または売却（または弁済）を行う場合の価格」³²⁾と定義する。また、IASBは公正価値を「独立第三者取引において、取引の知識のある自発的な当事者の間で、資産が交換され得る又は負債が決済され得る価額」³³⁾と定義している。

一方、貸借対照表上の資産及び負債の価額を公正価値で評価した場合、その差額である純資産の増減額から資本取引による部分を除いたものと損益計算書の当期純利益が一致せず、貸借対照表と損益計算書の連携すなわちクリーン・サープラス関係が成立しないことになる。このような純資産の増減額のうち資本取引によらない部分を包括利

益 (comprehensive income) と呼ぶことにより、貸借対照表と損益計算書の連携すなわちクリーン・サープラス関係を成立させることになる。包括利益は資産及び負債が公正価値で計算された場合の評価差額や為替換算調整勘定などを含むため、当期純利益とは異なり未実現利益である保有利得を包摂する。従って、包括利益の方が当期純利益よりも株式市場や為替相場の変動の影響を受けやすい。このように、包括利益は市場の動向も含めて総合的に企業の業績を開示することになる。その反面、包括利益は未実現利益を含むことから、確実性及び客観性といった貨幣的資産の裏付けを欠き会計情報の信頼性に問題が残る。この点からキャッシュ・フローによる測定が要請される。

以上のように、資産負債の評価に重きを置く考え方を資産負債アプローチと呼び、公正価値で評価された資産負債の差額である純資産の増減額から資本取引によるものを除いて導かれる包括利益は、企業価値の増減を表示するものとして企業の業績指標となる。このような企業の業績指標となる利益包括利益は、投資家の意思決定に有用な情報を提供するものとして企業会計の情報提供機能を強化することになる。

④ M & A

M & Aとは、Merger (合併) とAcquisition (買収) の略語であり、経営資源に関する支配権の移転を特徴とする経済行為のことをいう。一般には、企業買収と同義とされる。

1980年代以降、企業の大半の株式を有する年金基金による圧力のもと株主利益に向けた企業価値の向上のため、アメリカの大企業の経営者によってM & Aが盛んに行われることとなった。これは、アメリカ産業の構造変革をもたらしたと言われる。このM & Aには功罪2つの側面がある。

「功」の側面としては、シナジー効果が期待できる多角化が容易なものとなり、既存事業の再構築 (リストラクチャリング) による事業の効率化及び専門化が追及されることになった。さらに、企業の業績が下がると株価が下がりM & Aの対象

となり、経営者は解雇されることになる。そのため、経営者は株主の利益を重視し、企業価値の向上に向けた積極的な経営を行うこととなったことである。いわゆる証券市場におけるコーポレート・ガバナンスが行われることになった。

これに対して、「罪」の側面としては、短期的な利益を追求して事業の買収が行われたため、ビジョンを伴うことなくその場かぎりの経営が行われ、多くの企業が破たんし追いつまされることになった。この結果、経営者は長期的な戦略に基づく経営を行わなくなり、短期的な利益追求によりかえって企業の競争力を低下させることになった。

M&Aは、経営者の意図のもとに行われるか否かによって、友好的買収と敵対的買収に分けることができる。すなわち、被買収会社の経営陣の同意を得て行われる企業買収が友好的買収であり、被買収会社の経営陣の同意を得ないで行われる企業買収が敵対的買収である。

友好的買収は、買収会社及び被買収会社の同意のもとに行われることから、買収後の戦略においても両社の事業にシナジー効果が期待でき、より一層の企業価値の向上にむけた事業の再構築が可能となる。いわば、前述の「功」の側面に属する。また、買収会社と被買収会社の合意によるものであることから、企業再編、事業譲渡、第三者割当増資など多様な法的に認められた手段がある。

これに対して、敵対的買収は、被買収会社の経営者の同意を得ることなく、買収会社の利益追求のため一方的に行われることになる。そのため、買収後、従業員の反発を招くなど十分な成果があらぬことが多い。これは、前述の「罪」の側面に属する。一方では、無能な経営者を更迭し、経営支配権を取得して事業の再編・再構築を図るといった証券市場におけるコーポレート・ガバナンスの機能を期待できるといった「功」の側面もある。ただし、敵対的買収は被買収会社の経営者との合意によるものではないことから、株式取得によることになる。したがって、多くの場合被買収会社の株式取得によって行われることになり、多額のコストを要することになる。さらに、被買収

会社には新株予約権等による買収防衛策が認められている。

このようなM&Aは、グローバル化の進展により国境を越えた大規模なものとなりがちである。その際、相手企業の公正な価値を評価することから各国の財務諸表が必要になるため、会計基準をIFRSへ統合する動きが生じている。

企業結合について、IASBは、「事業を取得した企業は、取得した資産及び引き受けた負債を取得日公正価値で認識し、取得の性質及び財務上の効果を、利用者が評価できるような情報を公開する。」³⁴⁾ことを原則とする。「企業結合は、共通支配下の企業又は事業の結合である場合を除き、取得法を適用して会計処理しなければならない。企業結合の当事者のうち1つは、他の事業（被取得企業）に対する支配を有する企業であるとして、常に取得企業として識別することができる。」³⁵⁾とあるように、企業結合を取得として、その会計処理方法も取得法（パーチェス法）に限定し、取得企業の識別については、支配力基準が採用される。支配とは、「ある企業の活動からの便益を与えるために、その企業の財務及び営業の方針を左右する力」³⁶⁾とする。また、のれんは償却せず、減損会計を適用し減損累計額を控除した金額で計上するものとする。また、取得原価が被取得企業の識別可能な純資産の額を下回る場合に生じる負ののれんは認められず損益として処理されることになる。

連結財務諸表については、「連結財務諸表とは、単一の経済的実体の財務諸表として表示される企業集団の財務諸表をいう。」³⁷⁾と定義し、経済的単一体説の立場から、企業結合と同様に、支配力基準を採用している。また、資産・負債の評価については、全面時価評価法のみが認められており、のれんの会計処理は、企業結合の会計処理と同様に償却せず、負ののれんは認めていない。また、持分法にも、関連会社に対する投資として、支配力基準（重要な影響力）による会計処理が適用されている。

このように、連結財務諸表及び企業結合に関す

る会計基準では、被取得会社又は被支配会社の財産全体を取得日（支配獲得日）において公正価値を算定し、それを取得会社又は支配会社の財務諸表に反映させる形となっている。

(2) 日本のコーポレート・ガバナンスに対する会計情報の特質

① 財閥企業

第2次世界大戦前の1920年代から1930年代の日本では、三井、三菱、住友、安田などの伝統的な財閥の中の企業は独占体としてコンツェルンを形成し、それぞれの財閥のなかで資金調達を行っていた。「伝統的な財閥企業は、その資金調達に株式市場を活用することはほとんどなく、それぞれの財閥の中で持ち株会社の機能を持った本社に株式を所有されていた。」³⁸⁾ このように、商法の規定する株式会社制度が十分に浸透しておらず、株式市場も未成熟なものにとどまり、株式による資金調達は十分に行われない結果、所有と経営も分離することなく一致していた。従って、この段階においては、コーポレート・ガバナンスの概念が生じる余地はなかった。

このような状況下で、企業会計制度も十分に整備されておらず、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な状況にあった。

② 間接金融における株式持合い構造

第2次世界大戦後、国の経済再建のため外資の導入、企業の合理化、課税の合理化、証券投資の民主化、産業金融の適正化のもと証券市場の整備が図られることになった。これにより、財閥は解体され、財閥所有の株式が株式市場に放出され株式の分散化は進展した。ここに、日本企業における「所有と経営の分離」が成立することになった。

1960年代になると、貿易自由化を経て、資本自由化が迫られることになった。これにより、メインバンク制を背景に安定株主工作として行われていた企業間の株式相互持合いが、株式取得を通じた外国企業による日本企業の乗っ取りに対する防衛策として用いられるようになった。企業間の相互持合いは、銀行からの貸出金を介在させ、企

業に対する第三者割当増資を行うことにより促進されることになった。こうして、企業は資金調達を株式市場から行うのではなく、メインバンクから行うようになり、銀行を中心にした企業グループが形成されることになった。

このようにして、企業の資金調達が主として銀行からおこなわれる「間接金融方式」による市場経済が形成されることになった。そこでは、資本市場による十分な規律は働かず、主として銀行の利益が優先されるメインバンク制に基づくコーポレート・ガバナンスが行われることになった。銀行がモニタリング機能を果たした。

一方、「相互持合いの各企業は、安定株主の了解にしたがっている限り、持合い株式を売却することはない。配当も互いに盪回しするだけなので、必要最小限にとどめた。その上、持合い企業は相互に大量の株式を持っているということで、株価の上昇とともに、膨大な含み益をもつことになった。」³⁹⁾ このため、日本の企業は、「間接金融方式」をもとに企業間の株式持合い構造による安定株主に支えられ、「年功序列」・「終身雇用」・「企業内組合」などの従業員の要素を重視した経営が行われることになった。

また、企業間の株式持合いの結果、大多数の株主は発言権を行使せず株主総会は空洞化することになり、代表取締役が実質的に会社経営の実権を掌握していた。さらに、取締役は従業員出身者から選ばれていたため、事実上代表取締役によって取締役が選ばれることになり、その従業員出身の取締役が構成する取締役会は代表取締役に対する監督機能を果たすことができず、事後的な承認機関にすぎない存在となっていた。そして、監査役においても、その選任が株主総会によって行われることになっているにもかかわらず、実際には代表取締役にその実権がにぎられているため、その本来的機能は形骸化していた。こうして、この時代の日本の企業においては、従業員兼務取締役による株主軽視の経営が行われ、主として商法において、株主総会の活性化や監査役の権限の強化および独立性を高めるという形で代表取締役に対す

るガバナンスが図られることとなった。

一方、日本における企業会計制度は不統一で、欧米に比べ劣っていたため、戦後、経済復興のため、企業会計制度の近代化に向けた会計制度の統一化が図られた。1949年7月に経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告として企業会計原則が公表された。

「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準である。」⁴⁰⁾

企業会計原則は、第一一般原則、第二損益計算書原則、第三貸借対照表原則によって構成されている。一般原則は、七つの原則から成り、それに重要性の原則を加えて損益計算書原則及び貸借対照表の指導原理となっている。損益計算書原則においては、発生主義の原則、実現主義の原則、費用収益対応の原則及び総額主義の原則によって、利益計算を区分して行うことになっている。一方、貸借対照表原則においては、総額表示の原則、公正表示の原則、さらには取得原価主義を基礎に費用配分の原則を適用すべきことを規定している。

以上の企業会計原則から読み取れる会計システムは、損益計算書において、費用収益対応の原則により実現した収益及び費用から利益計算を行い、資産は取得原価を基礎として貸借対照表に計上し、資産価値の減少は費用配分の原則により費用化するというものになる。このようにして計算された利益は、第3章第1節2で述べたとおり、未実現利益を排除した貨幣的資産に裏付けられた処分可能な利益となる。さらに、資本取引損益取引区分の原則により、払込資本と利益を明確に区別した。こうして、株主に対する利益配当により会社財産が不当に社外に流出することを厳格に防止し、商法における資本充実・維持の原則を会計処理の面において保証した。こうして、会計情報の信頼性を確保することによって債権者と株主の利害調整機能を重視した会計システムを形成した。

「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。」⁴¹⁾

このような前提のもと、企業会計原則は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として、商法、税法、証券取引法（現在の金融商品取引法）における会計の指導原理となり、制度会計におけるトライアングル体制を構築してきた。

③ 外国人機関投資家による株式持合いの解消

1990年代に入り、金融市場の国際化に伴い、自己資本規律規制（BIS規制）、金融ビッグ・バンによる金融の自由化など金融機関を巡る環境は激変し、競争が激化した。バブル経済の崩壊による土地の価格下落のため多額の不良債権を抱えた銀行は、「護送船団方式」による従来システムが崩壊していくなかで、貸し渋りを行うなど本来の十分な機能を果たし得なくなっていた。このような状況において、メインバンク制のもと企業が資金調達を銀行に依存する「間接金融方式」の市場経済から、企業が証券市場から直接資金調達を行う「直接金融方式」の市場経済に移行していった。これは、単なる大規模化による利益拡大から、企業が自らの企業価値の最大化を求める方向への転換となり、メインバンクによるガバナンス機能は低下した。

一方、日本経済のバブル崩壊による株価の下落により企業は保有する株式の「含み益」が大幅に減少した。さらに、1999年に「金融商品に係る会計基準」の設定により株式の時価評価が行われることになり、企業が大量の株式を保有することは株価の変動の影響を受け、財務の健全性を損なうため、企業保有株式の大量放出が行われることとなり、企業間の株式の持ち合い構造が解消していくことになった。

さらに、金融市場の国際化や日本のバブル経済の崩壊は、外国人機関投資家が我が国の証券市場への大規模に参入する契機となった。彼らは、日本の企業に対し、株主価値向上への経営努力を要請し、十分な成果が上がらない場合は株式を大量

の保有株式を売却するので、株価を下げることで企業資金調達に支障をきたすことになる。従って、経営者は機関投資家の意向を重視し、企業価値の向上に努めることになる。ここに、株主の立場を重視するコーポレート・ガバナンスの機能が日本の企業に生じるようになった。この結果、コーポレート・ガバナンスに必要なディスクロージャーの徹底、企業価値の評価に有用な時価会計の導入が求められるようになった。

企業価値の向上を重視する考え方は日本におけるM&Aを活発化させる要因になっており、競争力強化にむけた事業再編(リストラクチャリング)のための買収や不採算部門の整理・統合が行われるようになった。また、敵対的買収により、非効率な経営を行う経営者の解雇を求める動きも生じている。こうして、日本の証券市場におけるコーポレート・ガバナンスが生じることとなった。このような動きは、経営者に企業価値の向上のため「選択と集中」や「成長機会の実現」による企業価値の向上にむけた積極的な経営を行わせるに至っているが、一方で、短期的な利益を追求するあまり、長期的には産業の衰退を招くとの懸念も生じている。

最近では、このようなM&Aが大規模化しており、さらに、グローバル化の進展により、国境を越えたM&Aの動きが進展している。平成17年7月に公布された会社法では、「三角合併」が認められ、外国企業が実質的に株式交換の形で日本の企業を完全子会社化することができるようになった。このようなM&Aは、相手企業の公正な価値を評価し投資意思決定を行う必要があることから、各国の企業の純資産を公正な価値で評価した財務諸表が要請され、国際的に会計基準を統一化する動きを強めている。

1990年代における証券市場の国際化は、日本の会計基準においても国際的調和化とそれに伴う時価会計の導入という形で大きな影響を及ぼした。1997年6月に、日本の証券市場の国際化に向け、連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度の構築に向け「連結

財務諸表制度の見直しに関する意見書」が企業会計審議会より公表された。その後、会計基準の国際的調和化の要請から、新会計基準が企業会計審議会より公表され、個別の問題領域ごとに新たな会計基準が設定されることになった。これをピースミール・アプローチという。

新会計基準においては、企業価値の公正な評価という観点から資産負債アプローチの考え方が取り入れられることになった。資産負債アプローチは、貸借対照表において一時点での資産及び負債の差額である純資産の公正な価値の増減が利益として重視されることになる。このような流れを受けて、純資産の部に関する会計基準として、「自己株式及び準備金の額の減少に関する会計基準」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準」が企業会計基準委員会より公表されている。ここに、貸借対照表における純資産の部が設定されることになり、株主資本と株主資本以外(評価・換算差額等、新株予約権、及び少数株主持分)に区分され、株主資本は当期純利益とともに財務諸表を報告する主体の所有者(株主)に帰属するものとして重視されることになった。また、情報開示のため払込資本と留保利益を区分する企業会計の考え方と債権者保護の観点から配当を制限する会社法との調整として、払込資本と利益の区別として資本剰余金及び利益剰余金の区別を設け、さらに個別財務諸表において、配当制限を受けるものとして資本準備金及び利益準備金を区分表示するものとした。

2006年12月に、企業会計基準委員会より「討議資料財務会計の概念フレームワーク」が公表された。ここでは、財務報告の目的(第1章)は、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような企業の財務状況の開示にあるとし、会計情報の質的特性(第2章)として、意思決定有用性を掲げる。財務諸表の構成要素(第3章)として、資産、負債、純資産、株主資本、包括利益、純利益、収益、費用の8つの要素を挙げ、財務諸表における認識と測定(第4章)として、一

定程度の発生可能性（蓋然性）及びリスクからの解放を規定する。

(3) コーポレート・ガバナンスと会計ディスクロージャー

以上、論述してきたとおり、社会経済環境の異なる国によりその形態に相違はあるものの、企業のコーポレート・ガバナンスと企業の会計情報の間には密接な関連性があることが判明した。すなわち、企業の資金調達の源泉となる株式が大量に発行され、株式が分散化し、その流動性が高まるにつれて企業のコーポレート・ガバナンスの形態が変化し、これに対応する形で会計情報の特質も変化している。これらの動きの背後には、利害関係者の情報要求のもと投資家の投資意思決定に有用な情報を提供する会計情報のディスクロージャーにより企業の存続・発展にむけたコーポレート・ガバナンスが形成されることがある。

本稿にあげた例では、企業の形態が所有と経営が一致している状態から、株式が分散し企業の所有と経営が分離した段階においてコーポレート・ガバナンスの必要が生じ、会社法を始めとする法律制度により取締役等の企業の専門的経営者を管理・監督するという形で保証されていた。日本においては、「間接金融方式」の市場経済の発達によりメインバンクのモニタリング（チェック）によるコーポレート・ガバナンスが機能していた。

やがて、企業規模の増大により大量の株式を発行することにより証券市場における株式の流通量が増大し、大規模に企業の株式を所有する機関投資家が出現し、証券市場におけるコーポレート・ガバナンスが行われるようになった。同時に企業の果たすべき社会的役割及び影響力も重大なものとなり、多数のステーク・ホルダーとの関係が構築され企業価値の向上が要請されることになった。このような状況のなかで、大規模なM&Aが生じることになった。

こうした状況を背景として、会計情報の特質も単なる企業の財産状態の表示から継続企業の前提

のもと適正な期間損益計算を重視する収益費用アプローチへ、さらに企業価値を算定するための時価会計による資産・負債の公正な価値を重視する資産負債アプローチへと変遷している。

このように証券市場が発達した「直接金融方式」の市場経済においては、投資家ないし投資会社は投資対象会社の公正な価値を評価し投資意思決定を行うことになり、法実体を越えた企業集団の経済的実態を開示することが要請される。こうして、時価評価による連結会計情報が企業結合や企業分割と密接に関連し、投資意思決定情報として重視されることになる。さらに、グローバル化の進展により、M&Aが国境を越えてより大規模に行われることになり、その投資意思決定のために国際的に統一された会計基準によるディスクロージャーに対する要請が高まっていくことになる。

4 会計情報の本質的機能

① 会計情報の有用性

1) 実用主義的方法

実用主義すなわちプラグマティズム（Pragmatism）によると、絶対的真理というものには存在せず、「ある観念が真理であるかどうかは、それが我々の行動を指導するにあたっての有用性によって判断されなければならない」⁴²⁾ものとする。したがって、ある会計情報が真実であるかどうかは、企業の経営者並びに株主及び債権者等の利害関係者が経営管理や投資意思決定を行うにあたって、その会計情報が有用であるかどうかということになる。すなわち、開示する会計情報がその利用者の意思決定において有用であるか否かがその会計情報の真実性を評価する判断基準となるのである。こうして、会計には絶対普遍的な真実は存在せず、その時代の経済社会の環境における投資家を始めとする会計情報の利用者にとっての有用なものがその真実性を決することになる。

本稿では、これを意思決定有用性とした。会計情報の有用性を支えるものは意思決定有用性であり、その内容は社会経済環境の変化に伴って変遷

していくものである。

2) 資産負債アプローチ及び収益費用アプローチ

第3章に述べたとおり、会計情報の特質は、財産法（静態論）から損益法（動態論）そして収益費用アプローチから資産負債アプローチへと変遷している。財産法及び資産負債アプローチ並びに損益法及び収益費用アプローチは会計上同様の思考方法を取る。すなわち、財産法及び資産負債アプローチは、資産及び負債の差額である純資産の増減によって利益測定を行う会計上の思考方法である。これに対して、損益法及び収益費用アプローチは、投資原価の回収計算すなわち投資の成果として得られる収益とその犠牲となった費用の差額として利益測定を行う会計上の思考方法である。

一方、財産法と資産負債アプローチは同様の会計上の思考方法を取るものの、その測定方法が大きく異なる。すなわち、財産法は実地棚卸によって作成された財産目録により資産及び負債を測定するのに対し、資産負債アプローチは発生主義会計のもと公正価値により資産及び負債を測定することになる。また、損益法及び収益費用アプローチは同様の思考方法を取るものの、その測定方法には変遷がみられる。すなわち、損益法は誘導法により会計帳簿記録によって作成された損益計算書における収益費用から利益が算定されるものであったが、これに、発生主義会計のもと取得原価主義及び収益の実現主義が組み込まれ、投下資本の回収余剰計算を行う収益費用アプローチとなった。さらに、実現概念は拡張され、実現可能性さらに投資のリスクからの解放と位置付けられることになった。現在、収益費用アプローチ及び資産負債アプローチによる思考方法が主流となっている。

収益費用アプローチは、投資と投資の成果を開示することにより、株主の持分を明確にし、企業に対する資金提供者である株主と債権者の利害調整を行う機能を有している。さらに、実現主義により貨幣的資産の裏付け（キャッシュフロー）による信頼性のある会計情報が提供されることになる。このため、会社法上の分配可能利益（当期純

利益）を算定し、会社財産を確保することになる。これに対し、資産負債アプローチは、企業の公正価値の増減（キャピタルゲインに密接に関連する）を開示することにより企業の経済的実態（企業のキャッシュフローの獲得能力）が明確に会計情報に写像されることになる。このため、株主及び債権者を含めた企業のステークホルダーに情報を提供する機能を有する。このような会計情報は、企業の業績指標となり、多数の企業のステークホルダーによるコーポレート・ガバナンスを可能とする。

② コミュニケーション理論の適用

1) 証券市場におけるコーポレート・ガバナンス

企業の経営者は、自己の受託責任の遂行の一環として、経営に関する会計情報を開示する責務を負っている。一方、株主や債権者等の投資家を始めとする利害関係者は、開示された会計情報をもとに企業に対する投資意思決定を行う。さらに、経営者は、投資家を始めとする利害関係者からの投資を元手に企業の経営を行う。

ここに、コミュニケーション理論の適用により、会計情報の発信体である経営者と会計情報の受信体である株主や債権者等の投資家を始めとする利害関係者の間に、会計情報を媒体として相互に抑制し合う関係が見いだせることになる。すなわち、発信者たる経営者の開示した会計情報により、受信者たる株主や債権者等の投資家を始めとする利害関係者は応答として当該企業と何らかの関係を構築するか否かの意思決定をする。さらに、このような利害関係者の行動は、株価等の企業価値に反映されることになり、経営者はこのような株価等の企業価値の向上にむけて経営意思決定を行うことになる。すなわち、利害関係者の意思決定に対する応答として経営意思決定を行うことになる。

こうして、経営者と株主や債権者等の投資家を始めとする利害関係者の間に生じる相互抑制の関係がコーポレート・ガバナンスとして機能することになる。したがって、このようなコーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、意思決定に有用な会計情報が開示されていることが前提と

なる。経営者の独裁を防ぎ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するには、投資意思決定に有用な会計ディスクロージャーが適切に行われ、それを反映して株主や債権者等の投資家を始めとする利害関係者が企業に投資等の何らかの関係を構築できるよう証券市場が健全に機能していなければならないのである。

企業によるM&Aが国境を越えて大規模に行われることになり、国境を越えた企業集団を形成している時代においては、国際的なコーポレート・ガバナンス⁴⁴⁾が必要である。このためには、国際的に統一された会計基準により企業集団の経済的実態を反映した投資意思決定に有用な会計情報による会計ディスクロージャーが必要であると考える。

2) 投資家の委縮的効果の解消

現在、国際的な潮流は資産負債アプローチによる会計情報が潮流になっている。しかし、公正価値の測定は市場原理に依存するところが大きいため、2008年9月15日リーマン・ブラザーズ倒産による金融・経済危機により、市場が機能不全の状態に陥った事態のもとでは投資家に有用な情報を提供することが困難になると予測される。この結果、株主や債権者等の投資家を始めとする利害関係者が、企業の経営状態に必要な以上の不信を抱き、投資家等が企業との関係構築を控えるという委縮的効果が生じることになる。このような事態に対応すべく、収益費用アプローチによる信頼性のある会計情報の担保的方策を確保する必要があると考える。さらには、企業の公正価値を開示する手段としてIR活動（Investor Relation Services）⁴⁵⁾も有効な手段であると考えられる。

こうして、信用収縮の進む証券市場において、信頼性のある会計情報を開示し、投資家の委縮的効果を解消し、健全な証券市場におけるコーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが重要である。

注

- 1 若杉明 編 (2001) P3。
- 2 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 財務報告の目的 序文
- 3 FASB, SFAC, No2: “Qualitative Characteristics of Accounting Information” para.53. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社2002年 p88。)
- 4 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 財務報告の目的 結論の根拠と背景説明 16
- 5 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2章 会計情報の質的特性 序文
- 6 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2章 会計情報の質的特性 本文 3
- 7 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2章 会計情報の質的特性 本文 6
- 8 討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2章 会計情報の質的特性 本文 7
- 9 同 上
- 10 同 上
- 11 IASB IFRS[2011a] “Conceptual Framework for Financial Reporting” OB17. (企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構 監訳『2011国際財務報告基準』中央経済社 p28。)
- 12 「適時性とは、情報が意思決定に影響を及ぼす効力を有する間に、意思決定者に当該情報を利用可能にさせることをいう。」(FASB, SFAC, No2: “Qualitative Characteristics of Accounting Information” para.56.平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社2002年 p90。)
「適時性とは、意思決定者の決定に影響を与えることができるように適時に情報を利用可能とすることを意味する。」(IASB IFRS[2011a] “Conceptual Framework for Financial Reporting” QC29. (企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構 監訳『2011国際財務報告基準』中央経済社 p36。)

- 13 FASB, SFAC,NO.6:Elements of Financial Statements” para.139 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社2002年 p350。)
- 14 同上 para.143 (同 p353。)
- 15 ①真実性の原則 ②正規簿記の原則 ③資本取引・損益取引区分の原則 ④明瞭性の原則 ⑤継続性の原則 ⑥保守主義の原則 ⑦単一性の原則 (⑧重要性の原則)
- 16 土屋守章・岡本久吉 (2006) p12。
- 17 若杉明 (2004) p.58。
- 18 同 p58。
- 19 同 p59。
- 20 土屋守章・岡本久吉 (2006) p12。
- 21 若杉明 編 (2001) p3。
- 22 若杉明 (2004) p60。
- 23 同 上
- 24 同 p86。
- 25 同 p89。
- 26 同 p156。
- 27 同 上
- 28 同 p157。
- 29 土屋守章 (2007) p152。
- 30 同 p156-157
- 31 若杉明 編 (2001) p11。
- 32 FASB SFAC,NO.7 “Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement” para.24 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社2002 p431。)
- 33 IASB IFRS[2011a] “First-time Adoption of International Financial Reporting Standards” (企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構 監訳『2011国際財務報告基準』中央経済社 p68。)
- 34 IASB IFRS[2011a] IFRS3 “Business Combinations” IN5 (企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構 監訳『2011国際財務報告基準』中央経済社 p123。)
- 35 IASB IFRS[2011a] IFRS3 “Business Combinations” IN6 (同上 p123。)
- 36 IASB IFRS[2011a] IFRS3 “Business Combinations” A (同上 p140。)
- 37 IASB IFRS[2011a] IAS 27 “Consolidated and Separate Financial Statements” para.4 (同上 p649。)
- 38 土屋守章・岡本久吉 著 (2006) p12。
- 39 同 p16。
- 40 企業会計原則の設定について二-1
- 41 企業会計原則の設定について二-3
- 42 若杉明 (2004) p60 p362。
- 43 同 p365。
- 44 岡本久吉 稿「コーポレート・ガバナンス改革の最新の動向-理念と規範」『LEC会計大学院紀要』第2号 (2007年3月30日) P75。
- 45 若杉明 稿「IR活動の展開」『LEC会計大学院紀要』第3号 (2007年10月15日) P107。

参考文献

- 伊藤邦雄 (2008) 『ゼミナール 現代会計入門 第7版』日本経済新聞出版社。
- 斎藤静樹 (2009) 『会計基準の研究』中央経済社。
- 斎藤静樹 編 (2011) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク [第2版]』中央経済社。
- 土屋守章・岡本久吉 (2006) 『コーポレート・ガバナンス論』有斐閣。
- 土屋守章 (2007) 『現代経営学入門』新世社。
- 照屋行雄 (2012) 『企業会計の構造』税務経理協会。
- 照屋行雄 (2008) 『企業会計の基礎 [第2版]』東京経済情報出版。
- 若杉明 『企業会計基準の構造』実務会計社。
- 若杉明 (1999) 『会計ディスクロージャーと企業倫理』税務経理協会。
- 若杉明 編 (2001) 『コーポレート・ガバナンスと企業会計』ビジネス教育出版社。
- 若杉明 (2004) 『最新財務諸表論』ビジネス教育出版社。
- 若杉明 (2009) 『企業会計の基礎的考え方』LEC

出版。

FASB Statement of Financial Accounting Standards
(平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸
概念(増補版)』中央経済社2002年)。

IASB 2011 International Financial Reporting
Standards part A (企業会計基準委員会・公益
財団法人財務会計基準機構 監訳『2011国
際財務報告基準』中央経済社)。

WORLDWIDE FINANCIAL REPORTING The
Development and Future of Accounting
Standards

Gerge J. Benston, Michael Bromwich, Robert Litan
and Alfred Wagenhofer 著

(川村義則・石井 明 監訳(2009)『グローバ
ル財務報告 その真実と未来への警鐘』)。

岡本久吉 稿「コーポレート・ガバナンス改革の
最新の動向ー理念と規範」『LEC会計大学院
紀要』第2号(2007年3月30日) pp73~106。

若杉明 稿「IR活動の展開」『LEC会計大学院紀要』
第3号(2007年10月15日) pp107~129。